

『 第 1 活動体制について

1 警戒レベル等に応じた、招集及び任務班の編成時期について 』

- ・消防団員の参集開始時期は、東京消防庁水災警防規程に基づく水防第二非常配備態勢の発令からである。
- ・答申案において、東京消防庁水災警防規程に基づく水防第二非常配備態勢以上の発令に伴い、任務班に指定する消防団員を段階的に招集し編成するものとする。（資料 2 「団本部・分団招集計画（案）」のとおり）

区 分	配 備 人 員
水防第二非常配備態勢	当番の職員並びに当番以外の職員のおおむね 3 分の 1 及び 所要の消防団員
水防第三非常配備態勢	当番の職員並びに当番以外の職員のおおむね半数 及び 所要の消防団員
水防第四非常配備態勢	全職員 及び 全消防団員

- ・東京消防庁水災警防規程に基づく水防第二非常配備態勢以上の発令に伴い指定する任務班については下表のとおり。

担 当	活 動 内 容
情報収集班	河川の状況、被害の発生状況等を把握し、分団本部等へ報告する。
監視警戒班	河川の水位、潮位、水防施設、水災発生危険箇所等の監視警戒を行い、分団本部等へ報告する。
水防工法班	1 分団本部の指示又は命令により出場し、水防工法活動を行う。 2 必要により水防資機材の搬送を行う。
消 火 班	1 担当区域の火災に出場し、消火活動を行う。 2 排水作業等、可搬ポンプを活用した活動を行う。 3 上記の活動事象が無い場合は、分団本部の指示により、水防工法活動等、必要な活動を行う。
支 援 班	1 分団員等の給食、給水等を行う。 2 現場救護所の支援を行う。 3 分団本部の運営支援を行う。
避難誘導班	1 避難指示に基づき、当該地域住民の避難誘導及び必要な広報を行う。 2 被害発生危険が極めて高い地域の住民に対して、避難の呼びかけを行う。